

## 2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入を増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

【回答】(国保年金課)

一般会計からの繰り入れや、あるべき保険税水準のあり方等につきましては、国保の財政状況や県の統一的な方針等を踏まえ対応してまいります。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があります。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法25条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984年当時の国庫負担率の45%の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】(国保年金課)

国庫負担の増額等につきましては、これまでも機会を捉え、国に要望してまいりました。今後も引き続き要望してまいります。

### ③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

地方税法では応能割・応益割5対5を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合5対5は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5対3.5」あるいは「7対3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】(国保年金課)

**応能応益割合につきましては、近隣自治体の状況等も踏まえ、適切な保険税負担のあり方を含め、引き続き研究してまいります。**

### ④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】(国保年金課)

**子育て世帯の国保税負担の軽減につきましては、これまでも国に対し要望してまいりましたが、今後も機会を捉え引き続き要望してまいります。**

### (2)国保税の減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して4,569件と約1000件伸びましたが、滞納世帯数の2%にすぎません。(2017年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】(国保年金課)

**国民健康保険税の減免につきましては、個々の事情を伺いながら個別に判断してまいります。引き続き、国保パンフレットへの掲載などを通じ、制度の周知をしてまいります。**

**また、軽減割合につきましては、平成30年度課税分より7割・5割・2割への拡大を行ったところでございます。**

### **(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。**

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も4年前(2013年)のデータから埼玉県全体で1300件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年の要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

#### **【回答】(収納対策課)**

市税等の納付が遅れているかたにつきましては、督促状や催告書の送付に加え、納付呼びかけセンターからの電話等による納付勧奨を行っており、本市でも同様に、自主的に納付していただけるよう努めております。また、納税相談につきましても、月1回日曜相談窓口を設け、来庁でのご相談をお受けできるような体制を整えるとともに、相談の際には、納付が遅れている状況や生活実態等を詳しくお聞きしたうえで、法令に従い、必要な納税緩和措置を行っております。さらに、福祉制度の支援が必要と思われるかたにつきましては、担当部署へのご案内も適切に行っております。

差押え等の滞納処分に関しましては、それでも納付やご相談がない場合、あるいは納税相談や財産調査の結果、納税できる財産があるにもかかわらず、納付いただけない場合に、法令に則り手続きを行っております。

### **(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

資格証明書の発行について、県内では20以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

#### **【回答】(国保年金課)**

資格証明書につきましては、設問中の昨年の回答にあるような目的で交付しており、今後も適正に交付してまいります。

## **(5) 窓口負担の減額・免除について**

### **①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充してください。

#### **【回答】(国保年金課)**

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について明文化し、運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省によって平成 22 年 9 月 13 日に全国に通知された基準を基本に、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

### **②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。**

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

#### **【回答】(国保年金課)**

本市では、納税通知書とあわせて送付するパンフレットに一部負担金の減免についての説明を掲載し、周知を図っております。

## **(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017 年度は 2 つ増え 25 になりました。また、検討や研究する自治体も 14 となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

#### **【回答】(国保年金課)**

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも選出しております。選出方法につきましては、引き続き検討してまいります。

## **(7) 保健予防活動について**

### **①特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。**

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

#### **【回答】(健康推進課)**

特定健診の自己負担分につきましては、半額補助を実施しておりますが、国民健康保険税の財政状況から現段階での本人負担の無料化は引き続き困難な状

況です。健診項目につきましては、平成 27 年度から新たに貧血検査を受診者全員が実施できるように拡充しております。また、腎機能評価として、推定糸球体濾過量の算定を結果票へ表記しており、CKD（慢性腎臓病）や糖尿病性腎症の早期発見・早期治療につながるよう内容の充実に努めております。

## ②ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】（健康推進課）

がん検診は、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診の他に、平成 29 年度から前立腺がん検診及びピロリ菌検診を追加いたしました。自己負担分については、国民健康保険被保険者には半額補助を実施しております。

また、年間を通じた受診については、検診受診前後の事務処理の都合上困難ですが、平成 30 年度から受診期間を約 1 か月拡大しております。

乳がん・子宮頸がん検診につきましては、国の施策に基づき、検診開始年齢の女性全員に対し検診無料クーポン券を送付し、受診の促進に努めております。

また、集団健診と個別健診共に、特定健診と胃がん・肺がん・大腸がん検診の同時実施をしております。

## ③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】（健康推進課）

現在、町会や自治会を主体とした健康づくり教室の実施など、保健師とともに住民参加の地域の健康づくり推進事業を展開しております。第 2 期三郷市健康増進・食育推進計画に基づき、今後も保健師を含む行政と関係団体、住民等による健康づくりの取り組みを計画的に進めてまいります。

【回答】（人事課）

保健師の増員につきましては、引き続き、業務に必要な職員数の確保に努めてまいります。

## 2、後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】（長寿いきがい課・健康推進課）

健康に関するリーフレット等は、市内の公共施設等に設置をしております。

スポーツクラブの助成については実施しておりませんが、保養所施設につきましては、後期高齢者指定保養所利用補助事業として1泊 3,000 円、年度内 2泊を限度とした宿泊補助を行っております。利用助成の拡充につきましては、利用者の状況を見極めながら検討してまいります。

75歳以上の長寿（後期高齢者）健康診査は無料で実施しておりますが、年間を通じての実施は健診実施前後の事務処理の関係で困難な状況です。人間ドックにつきましては、受診費用の一部を助成する事業を今後も進めてまいります。また、無料での歯科健診は年に一度、受診日を定めて実施しておりますが、年間を通じての実施は考えておりません。今後も広報やちらしを活用して、周知に努めてまいります。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】（長寿いきがい課）

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、資格証明書の発行はしておりません。

なお、短期被保険者証の発行につきましては、納付相談機会の確保として位置づけがなされております。本年4月1日時点の発行件数は4件で、今後の運用につきましては、引き続き広域連合との連携を図ってまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

本市では、平成29年4月から総合事業を開始いたしました。市民アンケート

ト調査において、現状サービスの維持、現行相当を継続する声が多くありましたので、開始当初は現行相当サービスのみとし、利用者が総合事業移行後も、今までと変わりなくサービス受けられるよう注意してまいりました。

今後も、現行相当サービスは継続しつつ、緩和したサービスの充実も計ってまいります。

## 2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

第7期介護保険事業計画での地域支援事業につきましては、過去の本市の状況や今後を想定し作成したものでございます。予算等につきましては、この計画を基礎資料として編成してまいります。

見込額等につきましては、第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画に記載しており、計画書は、市のホームページや各公共施設に配布しております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

高齢者が地域において、いきいきと暮らしていくためにも要介護になるのを防ぐ、介護予防事業の充実は重要な課題と認識しております。現在は、現行相当サービスのみとなっておりますが、地域の方々のニーズにこたえられるよう、介護保険運営協議会等で研究してまいります。

また、今年度中に第2層協議体の立ち上げと、第2層生活支援コーディネーターを選出し、地域課題の解決や資源開発を進めてまいります。

## 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がい

われていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】（ふくし総合支援課）

認知症高齢者の支援につきましては、市民のかたへの認知症への正しい理解のために、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座や講演会の開催、認知症の早期発見・対応のために認知症初期集中支援事業の充実へ向けた検討、本人や家族のための認知症カフェをはじめとした居場所づくりや介護者支援を充実させてまいります。また、認知症介護支援推進員と協力しながら地域の実情に合った取り組み及び支援を検討してまいります。

【回答】（長寿いきがい課）

高齢者の生活全般にわたる支援策として、高齢者のかたが楽しみや生きがいを持って、いきいきとした生活を送るための事業や心身の衰えがあるかたに要支援・要介護を予防するための事業、高齢者の心身の状況を把握するための二次予防対象者実態把握事業などを行っております。また、今年度中に第2層協議体の立ち上げと、第2層生活支援コーディネーターを選出し、地域課題の解決や資源開発を進めてまいります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスにつきましては、第7期介護保険事業計画においてサービスの見込値について段階的に拡充することを見込んでおります。また、夜間対応型訪問介護につきましては、現在、市内に同サービス提供事業者はなく、今後はニーズや事業者の動向等の状況を見極めながら整備についても検討を進めてまいります。

**4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。**

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方で当市における実態を教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

介護人材の確保につきましては、埼玉県と連携を図りながら、引き続き、県の事業の周知に努めてまいります。

また、介護従事者の処遇改善につきましては、現在の介護報酬加算による算定が適当かと考えますが、関係機関等のご意見なども参考にまいります。

技能実習制度につきましては、国の動向を注視してまいります、また本市における実態ですが、在留資格から介護職種による該当者の特定ができないことから、実態把握は難しい状況です。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

（1）特別養護老人ホームを増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】（長寿いきがい課）

特別養護老人ホームにつきましては、計画的な整備により待機者数は減少傾向にありましたが、現在は横ばい状態となっております。今後の整備に関しましては、待機者数の状況等も考慮し、検討してまいります。

（2）特例入所については行政が責任を持って対応してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】（長寿いきがい課）

平成 29 年 3 月に県の指針が改正されたことにより、特例入所要件に関しましては、申込者側の考えを申込書に記載していただくことと、施設側からの丁寧な説明が義務付けられました。このことにより、特例入所の要件に該当する旨の申し出がある場合、要介護 1・2 であることをもって、入所申込を受け付けないといった取扱いは、認められないものとなっております。

今後とも、埼玉県の指針に基づき、適切な運用に努めてまいります。

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】（ふくし総合支援課）

平成 29 年度の地域包括支援センター主催による地域ケア会議の開催数は

31回となりました。参加者の職種は議題によって異なりますが、主に地域包括支援センター職員、市職員、ケアマネジャー、サービス事業所、医師、看護師、医療相談員、民生委員、NPO法人等で、おおむね6名～10名です。会議では、関係する多職種が集まり個別事例についてアドバイザーの助言をいただきながら、よりよい支援を目指しつつ、地域のネットワークづくりや、ケアマネジメント支援、地域課題の抽出や解決も目的としております。

自立支援型地域ケア会議につきましては、現在、開催に向けて準備を進めておりますが、高齢者が自立した生活を営むための適切な支援が行われるよう、ケアマネジャーのみならず、関係者全員で問題を共有できるよう検討してまいります。

## 7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190億円が交付されることになっております。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】（長寿いきがい課）

保険者機能強化推進交付金につきましては、評価指標の該当状況を国に報告したところでございます。国は、申請額を調整した上で交付額を決定し、申請額と交付決定額が別の額となることのあるとのことでございます。

本市としましては、まず、第7期計画で記載した事項について進めてまいります。

## 8、介護保険料を引き下げてください。

### (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっております。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されます。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】（長寿いきがい課）

要介護者の増加により介護給付費が増加しておりますので、介護保険料の引き下げはできないものと考えます。保険料の支払いが困難な方には、相談をお受けしながら個別に対応してまいります。

### (2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成 29 年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。  
その基金や準備金を財源に保険料を引き下げて下さい。

平成 30 年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

平成 29 年度末の介護給付費支払基金の残高は、約 1 億 1 2 5 7 万円です。  
基金からの繰り入れは 1 億円で、第 7 期期間中に繰り入れることとなります。

また、介護給付費の総額は、地域支援事業費等も含め、約 7 9 億 6 4 3 2 万円を見込んでおります。

②第 6 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第 7 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

第 6 期の給付実績は現在精査中ですが、計画値を下回る見通しです。

また、第 7 期計画では、介護給付費総額として約 2 6 9 億 5, 8 4 4 万円、  
被保険者数は延べ 1 1 3, 3 4 2 人と見込んでおります。

### 9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第 7 期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】（長寿いきがい課）

介護保険料や利用料の減免につきましては、その支払いが困難となっている事情が異なっているため、個別のご相談により対応しているところでございます。今後も引き続き、個別のご相談の中で適切に対応してまいります。

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

（1）障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】（障がい福祉課）

訪問系サービス、日中活動系サービス、就労移行支援等、短期入所などのサ

一ビス全般につきましては、緊急度に合わせ、できるだけ希望に沿うよう事業所と調整を行っております。日々、相談者、内容は変わってきており、その都度、緊急度に合わせたサービス調整を行っておりますので、待機者という形では把握しておりません。常に継続しての相談を行っております。

なお、入所施設、グループホームについては（２）で回答いたします。

（２）入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村（障害保健福祉圏域内）で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】（障がい福祉課）

障害福祉サービスの指定は県が行っております。民間事業所がグループホーム等障害福祉サービス事業所を市内にて開所する際には、三郷市でのニーズを伝えるとともに、実際に補助金申請、認可手続きをする際に必要な市意見書を今後も継続して速やかに作成してまいります。施設入所につきましても、県が指定しております。埼玉県の入所調整会議にかけ待機者リストに登録することで、県に数の把握をしてもらうようにしております。

三郷市内： GH 42人 入所施設 0人

障害保健福祉圏域内：

GH 60人 入所施設 12人

障害保健福祉圏域外の県内：

GH 19人 入所施設 63人

県外： GH 18人 入所施設 9人

（３）登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護（８０歳の親が５０歳の障害者を介護・９０歳の親が６０歳の障害者を介護しているなど）家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】（障がい福祉課）

障がい福祉課では、施設登録しているかただけではなく、日ごろから様々なかたの相談をお受けしております。また、相談支援センターでも同様です。

市役所や相談支援センターへ来所が難しいかたにつきましては、電話相談や訪問相談の他、年３回南地区での地区センターにおいて出張相談会を開催しております。今後も介護保険のケアマネージャーとの連携をよりいっそう深め、支援してまいります。

２、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】(障がい福祉課)

**助成の対象や内容につきましては、今後も障害福祉サービスをはじめとする、負担金事業全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況の推移や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。**

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】(障がい福祉課)

**重度心身障害者医療費の助成方法につきましては、現在、医療機関等の窓口で医療費を一旦お支払いいただき、後日、申請により医療費を助成するといった償還払い方式としております。これは、県が償還払い方式を補助基準として対象とする医療費の算定を行うことによるものです。ただし、申請手続きの簡素化を図る目的から、受給者が市内の医療機関等に受診した場合において、医療機関等が受給者に代わって市に申請書を提出することにより医療費を助成する、いわゆる申請代行の方法も行っております。**

**現物給付化につきましては、引き続き他の施策との整合性を図りつつ、総合的に判断してまいります。**

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】(障がい福祉課)

**精神障害者手帳2級のかたにつきましては、65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、後期高齢者医療制度に加入された場合は対象としています。また、平成29年度に重度心身障害者医療費助成制度を利用された精神障害者のかたの実人数は135人です。**

**3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。**

身体(肢体・視覚・聴覚内部)障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】(障がい福祉課)

**三郷市障がい者計画・障がい福祉計画懇話会を設置しており、構成員には、身体障がい者関係者(当事者含む)、知的障がい者関係者がおります。**

また、三郷市障がい者差別解消支援協議会を設置しております。

#### 4、障害者生活サポート事業を拡充してください。

(1) 利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】(障がい福祉課)

事業の重要性については、認識しております。予算に限りがありますので、本市で実施しております制度の見直し等を含め、研究してまいります。

(2) 事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】(障がい福祉課)

事業の重要性につきましては、認識しております。予算に限りがありますので、本市で実施しております制度の見直し等を含め、研究してまいります。

#### 5、福祉タクシー制度などを拡充してください。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

【回答】(障がい福祉課)

福祉タクシー利用料金補助および自動車燃料費助成につきましては、在宅の心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減等を目的としています。なお、燃料費助成券は、本人または同居の親族が所有する自動車を登録の対象としております。現在は所得制限や年齢制限を設けておりませんが、制度内容につきましては、今後も県内の実施状況等を踏まえ、検討してまいります。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】(障がい福祉課)

現在、福祉タクシー利用料金助成事業に係る県の広域利用の協定には、県内全ての市町村が加盟しており、県内に事業所のある福祉タクシー協定事業者のタクシーにおいて、県内の市町村が交付した福祉タクシー利用券の利用が可能になっております。今後も、埼玉県福祉タクシー運営協議会を中心に県や県内の他市町村、タクシー事業者等と連携を図ってまいります。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

## 【保育】

### 1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

#### 【回答】（すこやか課）

本市では、待機児童対策のため、平成29年度に認可保育施設へ働きかけを行い、一部施設において受け入れ枠の拡大をいたしました。給付費、補助金につきましても入所児童数に応じた支援を行っております。

#### 【回答】（子ども政策室）

本市では、「みさとこどもにこにこプラン」（三郷市子ども・子育て支援事業計画及び第2次三郷市児童育成行動計画）に基づき、待機児童解消のための対策を行っており、現在、平成31年4月開園に向けて、民間認可保育所2施設（新設・増築各1）、認定こども園2施設（新設・増築各1）計4施設の整備を進めているところです。今後も保育の需要を見極め、必要に応じて民間認可保育所、地域型保育施設等の開設支援に努めてまいります。

また、施設整備事業費の増額につきましては、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

### 2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

#### 【回答】（すこやか課）

保育士の処遇改善につきましては、国においても処遇改善改善加算Ⅰ及びⅡを実施し保育士賃金の改善を図っており、これに加えて本市では、遠方からの保育士採用及び就労定着を図るため、事業者が宿舍を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を活用するほか、保育士の離職防止のため保育補助者を雇上げる事業として、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業を実施するほか、「三郷市民間保育施設等運営改善費補助金交付要綱」に基づき民間保育施設の保育士の処遇改善のため、毎月一定の補助に取り組んでおります。

#### 【回答】（人事課）

市立保育所につきましては、引き続き、運営に必要な保育士の確保に努めてまいります。

### 3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業

を拡充して下さい。

【回答】(すこやか課)

本市では、国が示す保育料の国基準額に対し保育料の軽減を行っており、約2割から3割の軽減を実施しております。利用者負担額(保育料)は、国が定める利用者負担の上限基準額及び施設型給付費の月額単価を上限に定めておりますので、国の基準改定等の動向を注視してまいります。

また、多子世帯の保育料軽減につきましては、県の補助制度を活用し、0歳～2歳児につきましては、本来、未就学児のみで行う多子カウントの年齢制限を撤廃できるものとしており、該当者の保育料につきましては、階層に関わらず無料とする取組を実施しております。

#### 4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】(子ども政策室)

児童福祉法の規定に基づき、保育の質の維持向上に努めてまいります。

【回答】(すこやか課)

本市では、保育の質の向上のため、さまざまな研修案内の周知をはじめ、市が開催する保育士研修への実施について、民間保育施設を含めた案内を行っております。保育施設への指導監査につきましては、毎年、集団指導を実施しているほか、各園の運営について適宜立入を行っております。

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用につきましては、必要書類の提出により、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末まで支給認定を行っております。今後も保育格差が生じないように、支援をすすめてまいります。

【学童】

#### 5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】(教育総務課)

児童クラブの入室につきましては、「みさとこどもにこにこプラン」(三郷市子ども・子育て支援事業計画及び第2次三郷市児童育成行動計画)に基づき計画的な放課後児童クラブの整備を行い必要量の確保をしてまいります。児童に安全・安心な場の提供ができるよう現状を把握し、必要に応じてクラブの分

離・分割を図るよう努めてまいります。

#### 6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】(教育総務課)

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」につきましては、開室する時間が18時半を超えて事業を行うこと、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、定期昇給等の仕組みの導入に努めることなどが条件となっていることから本市では該当しておりません。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助については、近隣市の状況を注視してまいります。

#### 7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【回答】(教育総務課)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」につきましては、近隣市の状況を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

#### 8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】(子ども支援課)

子ども医療費の年齢拡大につきましては、子どもの保健の向上や子どもの保健の向上や親の経済的負担への支援を行うため、平成22年10月診療分から、通院・入院とも中学校終了前まで年齢拡大を実施してまいりました。

子ども医療費を18歳まで無料化にすることにつきましては、年齢拡大における医療費支給状況の推移、市の他の施策との整合性などを考慮して、総合的に判断してまいります。

県に対し、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を中学校修了(15歳年度末)まで引き上げるよう要望をしております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第 25 条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】（生活ふくし課）

市民への広報につきましては、三郷市の公式ホームページを通じて生活保護制度の内容についての周知を図っているところです。相談面接時におきましては、相談者個々の内容が異なるため、しおりを用い、状況に応じた助言や情報提供も交えながら十分な理解が得られるよう努めております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】（ふくし総合支援課・生活ふくし課）

生活保護の相談者につきましては、生活保護の制度の仕組みについて十分に説明し、相談者に申請意思を確認した上で、速やかに申請書を交付して手続きの助言援助の対応を行っております。また、扶養義務者の援助や土地・家屋、自動車等の資産の保有、就労の有無を理由にした申請拒否はしておりません。

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】（生活ふくし課）

ケースワーカーの配置につきましては、今年度 4 月 1 日現在、標準数 23 名に対し 22 名の配置を行い、昨年度より 2 名増員いたしました。今後も保護の動向を踏まえながら、適正な職員配置及び積極的な研修参加により職務能力の向

上に一層努めてまいります。また、有資格者職員の採用配置や再雇用（再任用）職員の配置などの対応により実施体制の充実に努めているところです。

【回答】（人事課）

ケースワーカーにつきましては、標準数を満たすよう毎年増員を図っているところです。

#### 4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】（収納対策課）

差押え等の滞納処分につきましては、納付相談や財産調査等の結果、納税できる財産があるにもかかわらず、納付いただけない場合に法令に従い行うこととなりますが、財産がないときや、滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどの場合には、滞納処分の執行停止の手続きを行っております。なお、生活上の諸課題の解決や、生活再建に資する総合的な支援のご相談につきましては、福祉部門の担当窓口をご案内しております。

#### 5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。

（1）行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】（生活ふくし課）

生活の維持が困難なかた及び困難になりつつあるかた等からの相談につきましては、ふくし総合相談室や関係部署及び地域関係機関を通じ、生活保護相談に繋がるよう連携を図っているところです。

【回答】（ふくし総合支援課）

市内の各部署と生活困窮者に対しての相談を連携して行っており、生活にかかる相談について、生活困窮者自立支援事業や生活保護を含めた福祉制度を説明した上で適切な対応に努めております。また、生活保護を希望する相談者につきましては、生活保護を担当する生活ふくし課へご案内するように引き続き対応をしてまいります。

（2）地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】（生活ふくし課）

生活困窮者担当部署と連携を図り、困窮者を把握し捕捉率の改善に努めております。

【回答】（ふくし総合支援課）

今後とも、見守り活動等地域に密着して活動を行う民生委員・児童委員と連携を図ってまいります。

（３）住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】（生活ふくし課）

生活保護基準に関しましては、国で定めた基準に基づき運用しておりますので、今後も国の動向に注視し対応してまいります。

【回答】（ふくし総合支援課）

福祉にかかる生活の相談や、自立支援相談等におきまして、各部署や他機関など連携を図りながら、相談者にとってより良い支援を行ってまいります。

（４）国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】（生活ふくし課）

生活保護費に関しましては、国で定めた基準額に基づき支給をしておりますので、今後も国の動向に注視し適正に実施してまいります。

（５）生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】（国保年金課）

税制改正にあわせ、所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対する年金生活者支援給付金の支給が予定されており、低年金のかたに向けた政策と受け止めております。